

平成 22 年度第 1 回税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 4 月 8 日（木）17 時 45 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

お久しぶりでございます。まだすべての税調委員が集まっておりませんが、大変貴重な時間でございますので、お待たせしてもいけないので、開会させていただきたいと思っております。

本日は、専門家委員会の検討状況並びに市民公益税制プロジェクトチームの中間報告書及び国際課税小委員会の設置についての御報告を行いたいと思っております。

なお、今回の会合より、国民新党から、森田政務調査会長に御参加をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、会長、会長代行からごあいさつをいただきたいと思っております。

まず、菅会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

○菅財務大臣

今日は新年度第 1 回の税制調査会ということで、大変御苦勞様です。今年もよろしくお願ひします。

2 週間ほど前になりますが、22 年度予算及び税制改正法が成立をいたしました。そのときに私が記者会見で話をした中身について、この税制調査会の課題にも関係がありますので、もうお目に止まっているかもしれませんが、そのときに述べた経済財政運営の重点について、5 項目を挙げさせていただきましたので、そのことを紹介させていただきます。

まずは、行政刷新会議を中心とした歳出の無駄の削減に全力を挙げる。これは勿論言うまでもありません。

2 番目に、デフレ脱却に向けての取組みを強化したい。デフレはお金の循環不全が原因と見ることもできます。市場任せでは、お金の循環不全がなかなか日本では解消できないために、今日に至っております。

そこで、税と財政出動によって、お金の潤沢で安定した循環をもたらし、仕事と雇用を生み出す方策を検討していきたい。これによって、国民に安心感を与えることがデフレ脱却の道だと考えるということの問題提起いたしております。

また、政府税調で所得税、法人税、消費税の積極的議論を進めます。まさにこのことでもあります。

更には、中期財政フレームは、今、国家戦略室の方でいろいろ議論を進めていただいておりますが、これと整合性のとれた形の財政健全化法の本国会提出を検討したい。総理とも少し相談をしておりますが、またいろんな形で相談を関係方面としていきたいと思っております。

更に、成長戦略の具体化、番号制度の検討、新年金制度の検討といった場を従来からつくっておりますので、いよいよ本格的にこれらの検討を急いで進めていただきたいと思っております。

今、申し上げた重点事項のうちで、税制については、前回の1月28日の会合で御相談させていただいたとおり、現在、専門家委員会において、所得税、法人税、消費税など、税制全般について、1980年代以降の内外の税制改革を総括しながら、今後の税制抜本改革に向けての論点等について、勢力的に議論をしていただいているところです。

これまでのこうした専門家の皆さんの審議状況については、後ほど峰崎副大臣から御報告をさせていただきますが、専門家会議のその後の進め方や税制調査会における調査審議の進め方については、先ほど申し上げた課題の政府内での検討状況も見ながら考えていきたいと思っております。

引き続きまして、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、原口会長代行、よろしくお願いいたします。

○原口総務大臣

皆さんこんにちは。菅会長がお話しになったとおりでございますが、まずもって、平成22年度税制改正法案は、皆様のお力で、そして予算も含めて、国会の御審議を経て成立したところでございました。新しい政権による、新しい税制がまさにスタートをしたということで、会長代行として、改めて皆様に感謝を申し上げたいと思います。

幾つか私の方からもお話をしたいと思えます。

1つは、中期財政フレームでございます。地方についても中期の、いわゆる地方財政計画についての根本的な考え方、あるいは公会計制度そのもの、まさに複式簿記でもなく、数字を見ても何がどう連結しているかもわからない。こういったことも含めて変えなければならないと思えます。

ともすれば、中央で決めて、その財政の枠あるいは税制の枠を地方へ押し付けるということを前政権はやってきましたけれども、私たちは国と地方の協議の場を法制化して、そして自らの責任において、自らの地方の財政あるいは税制について、しっかりと地域が責任を取っていただくという仕組みをつくってまいりたいと思っております。

2点目は、成長ダイナミズムであります。今、私たちは公務員の総人件費の2割削減、そして1.1兆円の減額ということで、地方支分部局、地方の出先を原則廃止するというをやっておりますけれども、今日、独法の通則法の議論をいたしました、独法の中にもさまざまな埋蔵金がございます。そして、キャッシュフローマネージメントという考え方がなかったために、多くのものが寝ています。この寝ているものを起こす税制というものが必要である。そして、成長点に向けた投資をダイナミックに

行っていく。これは国の内外についてでございますけれども、先週ペルーで、日本のデジタル方式がいよいよスタートしました。私たちはローエンドの部分について、世界に冠たる製造の国をつくり上げてきましたけれども、もうローエンドのところで負けているとすれば、海外のローエンドビジネスをどう展開していくのか。まさに日本株式会社をもう一回、古い意味での癒着の日本株式会社ではなくて、本当の意味でのルールにおける競争に勝ち抜く。そのための税制はどうあるべきかということをも2点目に御提案したいと思います。

これで最後ですけれども、国民IDについては、原口5原則ということで、基本的な納税の仕組みも含めて、考え方を示させていただきました。電子政府化として、地方の電子化も含めて、納税環境、更にさまざまな公平・公正な税の徴収ということを目指してまいりたいと思います。

今日は市民公益税制ということで、PTのメンバーから御報告を受ける予定になっておりますけれども、そのことについても、改めて感謝を申し上げたいと思います。公益を市民化する、公益を自由化する。そのためには、必ずやらなければならないところがございます。私も、仙谷大臣や多くの皆様に御指導をいただきながら民主党の市民政策議員懇談会の事務局長を続けてまいりましたけれども、まさにここが私たちの新政権の大きな柱だと思いますので、活発な御議論をお願い申し上げまして、お礼に代えたいと思います。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、仙石会長代行、よろしく願いいたします。

○仙谷国家戦略担当大臣

新年度もよろしく願いいたします。

お陰様で予算と税法が年度内に成立をいたしました。今後、鳩山政権が取り組むべき経済財政運営上の課題は、なお多数あります。

税制の関係で申し上げれば、その抜本改革は喫緊の課題であります。例えば番号制度については、22年度税制改正大綱に基づいて、国家戦略室に「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を2月上旬に設置いたしまして、検討を進めているところでございます。

また、中期財政フレームや財政運営戦略につきましては、中期的な財政運営に関する検討会において、有識者に論点整理を行っていただいたところでございます。

更に加えて、新しい公共につきましても、円卓会議を設置して、総理にも御出席いただき、議論を行っているところであります。

このように、私の担当いたしております中身は、税制に係るさまざまな課題がございますので、今後とも会長代行として、税制調査会との緊密な連携を図っていきたいと考えております。

皆様方の御協力をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、これから議題に入ります。カメラの皆さんは退場していただければと思います。

(報道関係者退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、専門家委員会の検討状況について、私の方から報告をさせていただきます。お手元に資料がございますので、御参照願いたいと思います。

専門家委員会における80年代以降の内外の税制改革の総括についての審議状況ですが、2月24日に第1回目の会合が開催され、専門家委員会の運営や検討課題についての議論が行われました。

続いて、3月26日に第2回目の会合が開催され、内外の税制改正の全体像及び個人所得課税についての議論が行われました。

そして昨日、第3回目の会合が開催され、資産課税及び法人課税について議論が行われました。

まず、3月26日の会合では、内外の税制改正の全体像については、財源調達能力の回復、更に経済、社会の構造変化と税制との関係、特に社会保障の需要増に必要な財源確保と経済との関係について、更に個人所得課税については、所得再分配機能、財源調達機能の回復の視点から、税率構造や諸控除などについて、それぞれ議論が行われました。

また、昨日4月7日の会合では、資産課税については、格差是正の観点から、相続税の基礎控除を始めとする課税ベースや最高税率を含む税率構造の見直しなどについて、また、法人課税については、諸外国における法人税の改革動向を見据えながら、租税特別措置の見直しをするなど、課税ベースの拡大の在り方やこれを前提とした税率の見直し、また社会保険料の事業主負担を合わせた企業側負担の動向などについて、それぞれ議論が行われました。

次回の専門家委員会は4月14日に開催予定であります。ここでいよいよ消費税及び地方税について議論する予定になっております。神野委員長からは、菅会長からの御指示に従って、今月中までをめぐりに、基幹税を中心にしながら、一通り大きな税目についての議論をするということで、精力的かつ集中的に検討を進める予定であると聞いております。

なお、これまで開催されました専門家委員会の資料は、先ほど申し上げましたようにお手元がございますので、御参照していただきたいと思います。

とりあえず口頭で申し上げましたが、ここまでで何か御意見や御質問がありましたらお受けいたします。

よろしゅうございますか。阿部さん、森田さん、よろしいですか。

○阿部社会民主政策審議会長

はい。

○峰崎財務副大臣

それでは、経過報告でございますので、一応御了解をいただいて、また追って、いよいよ税調として、この問題についてのこういう方向が出るというときには、また議論もさせていただきたいと思っておりますが、一応報告に代えさせていただきます。

それでは、今日の一番のメインであります市民公益税制P Tの中間報告書について、座長を務めていただきました渡辺総務副大臣から御説明をさせていただきたいと思えます。

この作業には、文科副大臣にも参加をしていただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、渡辺副大臣、よろしく願いいたします。

○渡辺総務副大臣

それでは、座長を務めました経緯は、もう御存じのとおりかと思えますが、まず、冒頭皆様方にも御報告申し上げたいと思えますが、お手元に10ページほどの中間報告書がございます。これに沿って御説明をさせていただければと思えます。

市民公益税制P Tは、1月28日に鳩山総理の強い意向で設置をせよということで、私が座長を仰せつかりました。2月2日以来10回開催して鋭意検討してまいりました。2ページに審議経過、足跡について書いてございます。

1週間に一回でやっておったんですけれども、3月16日の官邸での第3回円卓会議で、古本政務官が出席しておりまして、議論を加速させて、とにかくできるだけ速やかに方向性をとりまとめなさいという強い指示がございまして、第8回からは2日に一回のペースでやったと、第7回からは2週間で4回やりまして、論点整理を行ってまいりました。この間、いろんな方から御意見をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

それでは中身でございますが、3ページにございます。所得税の税額控除制度を導入する、それは、所得控除との選択制にするということは方向性として決めました。

改革の方向性というのは、今後の議論でございますけれども、今、申し上げた所得控除との選択制を上の方のポツに書いてございます。

改革の方向性の2番目に、税額控除の導入については、まだ額のパーセンテージを決めておりません、割合を決めておりませんが、一定割合を控除できることとする。これは、実は100%寄附を控除できるようにしたらどうだろうかという議論もございました。しかし、100%になるとチャリティの精神がなくなる、自己負担がなくなるというのは、これは寄附ではないのではないかという議論が、NPOの方々からも、あるいは学識経験者からも御意見がございまして、参考とさせていただきました。

更に、認定NPOだけではなくて、もう既に所得控除の対象となっている学校法人、

あるいは社会福祉法人という既存の施設への税額控除はどうするかというような御意見もございました。この点につきましては、学校法人、社会福祉法人というのは大変膨大な数に上ります。ですので、現状はこちらについては、まだ検討課題としております。

4ページの2、認定NPO法人をどう見直していくかということでございますが、今は御存じのとおり事業収入が多ければ多いほど認定されないという仕組みになっておりまして、実際は寄附金を集めようと思って認定NPOを立ち上げるのに、はなから寄附金がなければ認定されないという制度自体はいかがなものかという御意見が、NPO関係者からも学識経験者からもございました。また、民主党としても、我々も実は、この公益税制についての検討会を過去、野党時代にやっていたときにも、こういう問題点は認識をしておりました。

ですので、改革の方向性の①にありますように、この算式は残しながらも、事業収入が多いNPO法人であっても、幅広く市民の指示を得ているのであれば、これは、一定金額以上の寄附者が一定数いるということ、これは具体的には決めておりませんが、一定金額以上の寄附者が一定数あれば判定する対象としようではないかと考えております。やはりそれだけの広い支持を得ているということを実証できれば認定しようということでございます。

もう一つは、(2)「仮認定」制度でございまして、本認定に至らないまでも仮認定という形で数年間、米国であるような、設立から年数が浅くて、まだどちらの要件も満たせない。本認定にはまだ遠いけれども、一定期間寄附優遇を認めて、とにかくスタートを切らせたならどうだろうかということで、仮認定制度を導入するということが、大体方向性はまとまりました。

ただし、この寄附優遇の制度、あるいは後に出てきます事業収入の中から損金算入する部分は、本認定のNPO法人と同じようにすることについては、やはり幾つかの意見がありまして、ここは当然仮認定ですから差を付けるべきではないかという意見もありました。これについても関係者と今後、詰めてまいりたいと考えております。

それから、例えば仮認定を受けたのはいいけれども、結局、本認定されなかった、NPO法人を始めてみたけれども、結果として残念ながら続けられそうもないというような場合は、その後どのような対応をするかということでございますが、その点についても、これから議論していこうと考えております。

ちょっと飛ばしまして認定機関でございます。少し順序は逆になりますが、どこが認定をするかということでございますが、認定をするのはこれまで国税庁でありました。徴税する機関であります、課税する機関であります国税庁よりも、その後の活動を更にウォッチしていける、既に今もNPO法人の認証を行っている地方団体、具体的には都道府県と政令市がこれを認定できるような形にしようではないかということで方向性は決まりました。国税の認定を、国税の減免という恩恵を受ける制度を、地

方自治体が認定できるということは非常に画期的な案でございまして、この点についても議論がありましたけれども、財務省とも協議の結果、地方自治体が国税の減免についても認定をするということが可能だということで、自治体と政令市が行うということを考えております。ただ、この点については、今後まだ地方団体と協議をしようということでございます。

それから、認定したNPO法人の中で、今、申し上げたみなし寄附金限度額でございしますが、事業収益から収益事業以外の、本来の目的のために支出した場合は、現在、所得金額の20%が損金算入として認められていますが、これはそれ以上に引き上げようということを考えております。この方向についても合意をしております。

更に、8ページ目でございますが、地域において活動するNPO法人等、これは地方の中で、まだ都道府県が指定していないけれども、例えば市区町村も含めて条例で寄附した場合は、つまり見てきて、この団体なら客観的にも実績的にも大丈夫という場合には、個人住民税、地方税の寄附金税額控除についてもできるように条例で指定をすることができるような制度を設けることといたしました。

更には、ふるさと寄附金についても、今いろいろとふるさと納税、ふるさと寄附金が言われておりますけれども、例えば自治体を通してその地域にあるNPO等に対して、例えば自治体がある程度指定をすれば、そこに寄附者が、こういうまちづくり系の団体に寄附してほしいとか、子育て系のところに寄附してほしいとか、そういう要望があって、ふるさと寄附金を受ける場合には、それをちゃんと受け取れるようにしようと考えて、ちゃんと渡せるような制度をつくろう、拡充しようということを考えております。

9ページ、これはすそ切りの部分でございまして、これまでは国税が2,000円、地方税が5,000円でありましたけれども、これはすそ野を広げるためにどちらも2,000円に引き下げる、つまり国税に合わせるということでございます。

最後の10ページでございますが、今後の進め方として、そうは言いましても取り急ぎの議論でございまして、税額控除のパーセンテージについてもまだこれからいろいろ御意見をいただきたいと思いますが、それ以外にも、例えば22年度税制改正大綱において検討事項とした部分、研究開発に対する寄附金の指定寄附、こういうものをしたらどうだとか、あるいは寄附金控除、年末調整の中で、例えば寄附した額を言えば会社の経理等でやってくれるとか、そういう制度が導入できないかという意見もございまして、ただ、しかし、そういう年末調整の業務の煩雑化、膨大な作業になるかどうか、いろいろ意見が分かれてましたが、こういうことについても当然年末調整の対象とすることも検討してまいりたいと考えております。

それから、奨学金事業を行う民間団体の寄附金に対してはどうだろうか。これだけではなくて、例えば地域的に何かいい、文化事業ですとか、あるいは美術館ですとか、そういうものに対しての寄附はどうなんだという御意見も実はいただいております。

この点については、大きく 23 年度の税制改正大綱の議論の中で検討をしていこうではないかということになりました。

また、不動産等の寄附の場合、信託を使って公益活動に参画する場合、これは相続税との関係もごさいますので、これについては、今後これも含めて税制の抜本改革と併せて検討しようということになりました。

取り急ぎ総理から指示のあった部分につきましては、方向性は固まったということで御報告をさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

今の御報告について、何か御意見がありましたら承ります。

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

いろいろ私たちの将来に向かって御配慮いただいて、ありがたいと思っています。これは中間報告なんですけど、最終的にはこの数字なども確定した中で、NPOだけ先にやっていくということですか。

○渡辺総務副大臣

御存じのとおり、日本にあるNPOの中で0.3%しか認定NPO団体がない。百そこそこしかない。ですので、まずは対象となるNPOを育てよう、すそ野を広げよう。今、御指摘のあったような、例えば社会福祉法人とか学校法人に対しては、ここまで一気に広げると何万という数になりますので、NPOに関しては認定NPOというのは、実は全国47都道府県の中でまだ1つもないところが半数ぐらいあるんです。ですから、まず、寄附文化の土俵を広げるためにも、NPOを認定することから進めていこうと考えておまして、ただ同時並行的にそういう公益的な団体をどうするかということは、今でもいろんなみなし寄附の課税の優遇措置等がありますから、そこるところとこのNPOと整合性も含めながら、併せて検討していきたいと考えております。

○中川文部科学副大臣

私が申し上げたのは、いずれにしても、これも23年度の税制改正の項目の中に入れるということですね。

○峰崎財務副大臣

入ります。

○中川文部科学副大臣

これを特化させて、さっきお話の出た研究開発法人だとか、公益法人だとか、あるいは祭とか、我々が提案しているコミュニティースクールの学校理事会のようなものだとか、そういうたぐいのものの議論をしてもらおうということだけれども、それは23年度を前提にした、並行した議論なのか。それとも、とりあえずNPOを23年度に入れて、それから後の議論にしようというのか、そこが確認できてなかったものですか。

○峰崎財務副大臣

恐らく、これから先議論していく課題になっていくと思いますが、このNPO法人だけではなくて、それ以外の法人の寄附税制というものも当然関連してくるんです。ですから、この秋の税制改正は、これはもうあとは数字を入れていけばいいという感じなんです、その改正に伴う寄附税制の在り方についての論議を、秋の税制改正では進めなければいけないと思っていますので、それは恐らく来年の税制改正で、まとまったものは総理の意向もあり、これはまとめて、参議院選挙においては多分公約の中で大変重視されるのではないかと思います、更に秋以降には今、文科副大臣がおっしゃったことも含まれてくるということになると思います。どれを採用するかはまた別ですけれどもね。

○渡辺総務副大臣

できればこういう議論は、永続的な制度、恒久的な制度になるように、できるだけ幅広くいろんな方の意見を聞きながら、できれば手堅く議論をして、恒久的な、持続可能な制度としてやっていきたいと考えております。

○増子経済産業副大臣

どうも御苦勞様でした。大変精力的にやっていただいて、感謝しております。

これは、地方自治体と随分協議する部分が出てまいりますね。ということは、地方自治体との今後のいろんな協議というのは、具体的にどういう考え方でやっていくのかということが第1点です。

それから、実は私ども経済産業省中小企業庁としても、NPO法人から政府系金融機関への融資に対する要望が強く出ております。ですから、これも我々にとって非常に大きな課題として検討していかなければいけないと思っています、この寄附税制の問題と、歩調を合わせていくことがいいのかどうか、これから省内でも検討したいと思っています。

そういう点も含めて、そうすると当然保証協会という問題が出てまいりますので、地方との協議も進めていかなければいけない部分も出てまいります。

そういう意味で、地方自治体とも方向性が、時間的なことも含めながら、どういうお考えか教えていただければありがたいと思います。

○渡辺総務副大臣

これは、例えば国と地方の協議の場もございます。対象は都道府県と政令市になるかと思いますが、例えば知事会とか、政令市会はございませんけれども、何らかの形である程度の方向性がまとまれば、窓口の業務としてこういうことも付け加えていただきたいし、また、NPOの認定ということに関しては国税庁から、ある意味では今まで認定してきたのは国税庁ですので、併せて国税からの引き継ぎといいますか、こういう形で認定作業をするべきではないかということも必要に応じてアドバイスできるように、これはある程度制度の方向性が固まれば、もう年内の早いうちに、地方

自治体に混乱を来さないような形でスムーズに進めていきたいと思えます。

また、おっしゃった金融機関、NPOバンクといいたまいますか、コミュニティバンクといいたまいますか、NPOに対して融資をしたり、少額でも貸し付けてくれるような制度があります。その担保をどうするかとか。こういう場合もありますので、これは議論の中で、実はこういう話もしました。最初、スタートのときに、NPOバンクからお金を融資できるようにして、信用保証を付けたらいいじゃないかと言ったんですけれども、なかなか全国一律にそういうサービスが行われているわけではありませんので、例えば県辺りがNPOに立ち上がり融資をするという制度をつくっている自治体もあります。金融機関を通して。ですから、そういう先進的な例を参考にしながら、今、御指摘のあったコミュニティ支援といいたまいますか、NPO支援の金融制度についても、是非併せて検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○加藤法務副大臣

質問を1つ、パブリックサポートテストの見直しのところで、一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入するというお話がありまして、これはこれで結構な話だと思うんですけれども、もし今お話いただけることがあるのであれば、もう少しニュアンスを教えていただけるとありがたいと思えます。

○渡辺総務副大臣

実は統計が、国税庁や総務省にも尋ねました。つまり、平均して寄附額は幾らぐらいなのかというと、総務省の家計調査ですと、1世帯当たり大体3,000円ぐらいです。だから、個人の額にすると家族で割れば700~800円なのかと思えますけれども、それではいかんせん少な過ぎる。

NPO団体の皆さんにも、実は今、調査をお願いしているんですが、個人として平均幾らぐらいの寄附があって、どれぐらいの1団体平均、要は寄附者を持っているかということ、その辺の一番多い金額帯と人数のところ、最も集めやすい形の額と人数にしよう。例えば10万円の人が100人いなければだめだということでは、ほとんど無理な話ですし、かといって余り引き下げると、粗製乱造と言ったら失礼ですけれども、幾らでも身内で集められてしまう、それもいかなものかと思えますので、正直言って、一人歩きしてはいけません、考えられる可能な額、例えば1万円が100人とか、私などは個人的には思えます。

これから、ちゃんと幾らぐらいの金額がどれぐらいあれば、幅広くサポートされていると判断できるような基準は、今、NPO団体に一番多い例としてモデルケースを調査させていただいております。

以上です。

○加藤法務副大臣

それに併せて、一言だけ申し上げます。

仮認定の制度の導入なども絡むんだと思うんですけれども「新しい公共」というも

のを本気で進めようと思えば、やはりNPOを更に育てていくという姿勢が絶対必要だと思うんです。そういうおつもりで御議論をいただいていると思うんですが、そのときに、大きなNPOもあれば、まだまだ小さなところもあれば、それぞれ規模によっても違いますので、そこはできるだけ幅広く拾ってあげられるような方向でお考えをいただけたらありがたいと思います。

○渡辺総務副大臣

小さいところは仮認定のような形で、ある程度、実績があって、長くやってきたところは本認定を目指すけれども、まずNPOとして、まだそんなに時間が経っていないけれども、ただ、いろんな、例えば監査の体制が整っているとか、政治や宗教的な活動をしていないとか、ある程度、NPO設立の要件に合っているところで客観的に見て、窓口等で実際に中を見て、ここなら大丈夫だろうというようなことがあれば、それは仮認定して、できるだけ数多くやる。それで一定期間、実績を積み本認定に向けてできるようなことをしようということは、間口を広げるつもりで我々として考えております。

○加藤法務副大臣

ビジネス界にいた人間が言うのもなんですけれども、企業と違って、拡大をすることが目的ではない団体でありますから、そこは是非、お願いできればと思います。

○峰崎財務副大臣

いかがでしょうか。

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政務審議会議長

渡辺副大臣を筆頭に、本当に迅速におまとめをいただいて、ありがとうございます。

私は、今朝の御説明を受けたときにも少し申し上げましたのですが、認定NPO法人が収益事業以外に支出した場合の収益事業の所得の現状 20%までの損金算入については引き上げを検討するというので、これもやはり、鳩山総理も恐らく星の数ほど実際に地域を支えるNPOがあるというお考えでしょうから、大変そのような方向に賛成であります。具体的には例えば幾つかそういうものの実態を調査なさるとか、何か今後の具体的な進め方についてはどうでありましょうか。

○峰崎財務副大臣

今、事務方も、こういうものの数値をつくっていくに当たっての調査活動は、先ほど言ったように、今、調べていただいておりますので、そういった作業がまた出できた段階で、数値が入った方向性といいますか、最終答申を出すときには、今、お話のあったような点についての作業を進めていこうということになっていきますので、十分、その点を踏まえていきたいと思っております。

○渡辺総務副大臣

いろいろヒアリングをする中で、あるいはこのPTとは少し違うところにおりまし

たけれども、官邸での円卓会議等でNPO団体の方が来られて、かなり精力的にそれを詰めまして、どれぐらいがいいとか、好ましいというところまで行っていませんが、やはりほかの国の制度に比べて極めて日本の場合は抑制的であるということを含めて議論がありましたので、その辺は多分、阿部先生の視点と我々の視点は一緒だというふうに思っております。

○小川総務大臣政務官

私が申し上げるのもなんですが、これは財務省と総務省でよく詰めていただきたい論点なんですけれども、全体版の5ページ一番上の②で、認定に際してPSTに代わる自治体の判断を入れるというのが5ページ一番上です。

次に、7ページの3番目のポツです。認定そのものを自治体が行う。

最後が8ページの2番目のポツなんですが、認定していない法人を自治体が指定する。

これはそれぞれ3つ、厳密に言うと制度的には別の制度なんですが、これは実際、統合していくということでもいいのか。つまり自治体の認定があるけれども、国税庁は認定しないというケースを想定するのか。自治体の認定がある場合は、およそ国税庁としても認定するであろうということでもいいのか。その3つを書いていると何がどう違うんですかという、実質的に、形式的にこれはそれぞれ区別されているんですけれども、ここは現段階でもし見解があれば、財務省さんなり総務省の方から事務的な整理をいただければと思います。

あと、ふるさと寄附金を活用した場合に、控除対象寄附金を明らかにすることを通じて寄附しやすい。これは具体的にどういうことがイメージできるのか。これは改めて皆さんに共有していただけたらと思うんです。

○峰崎財務副大臣

身内といいますか、まとめた側がまとめた内容についての質問をしているのでややあれなんですけど、先ほどの3か所出てくるものについての調整を少し、今、直ちに云々ということなので、これは後でまた作業的にはしっかり整理をしていきたいと思えますし、ふるさと寄附金の方は地方税のところ、今、わかっている限りで少し、わかりますか。

○岡崎自治税務局長

ふるさと寄附金については、特に地方団体を経由してNPO法人などに支援をするというイメージなんですけれども、全くのトンネル的な補助といいますか、寄附といいますか、そういうものを具体的に寄附金行為に達するかどうかという辺りが、基準がなかなか明確でなかったものですから、その辺を、こういう条件であれば幅広くふるさと寄附金として認めるというような基準を明らかにすれば、寄附する方は非常に手厚い控除を受けられる仕組みですので、国税も地方税もこういう基準であればきちんと対象になりますというようなことを明らかにしてあげて、地方団体を通じたNP

○なり公益の支援というものをしやすくしようというような内容でございます。

○峰崎財務副大臣

一応、まだ、これは中間報告書になっていますので、今のようなやや不明確な点は指摘されましたので、皆さん方もまだまだおありかもしれません。そういった点もありましたら、またどしどし出していただきたいと思いますと思いますが、それ以外にこの点はどうしても御発言しておきたいということがございましたら、どうぞ。

なければ、ちょうど 18 時 25 分、予定どおりに来ておりますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。一応、中間報告書ということで税制調査会として了承をしていただいたということで、本報告がまたございますので、そのときにまた御意見をいただきたいと思いますというふうに思います。

実は、もう一つございまして、国際課税小委員会の設置でございまして、これはこの P T をつくるわけではありませんで、専門家委員会の中に小委員会をつくるということで、これは新たに国際課税小委員会を設置するということがございます。

お手元にお配りしております「小委員会の設置について」という資料がございますが、これについて、専門家委員会設置要綱に基づきまして、これは各小委員会の検討課題、人数及び設置期間は税制調査会の会長が企画委員会の議を経て専門家委員会の委員長と協議の上、決定するとなっておりますので、先ほど企画委員会を開催いたしまして、国際課税小委員会の検討課題、人数及び設置期間ということについて決定いたしました。

この小委員会では、国際課税が平成 22 年度の税制改正大綱で専門家委員会の検討テーマの一つとして例示されておりますし、また、かなり専門性が高い分野でございますので、まずはこういう問題について、理論的・学術的な側面などについて検討をお願いしたいですし、外務副大臣がおられますが、国際連帯税を含みますので、これらも一つ、専門家のところでもまず検討をしてもらおうということになっております。

それで、人数は 8 名以内、設置期間は第 1 回会合の日より 1 年間ということになっておりますので、具体的にはいつからメンバーを固めて検討を始めていただくかは、いずれも検討し、御報告したいと考えますが、本日は設置の要綱だけを決めておく。まず箱をつくっておくということで、恐らく 5 月の専門家委員会の皆さん方の所得税、法人税、消費税などに対する整理が一段落しないとなかなか次に進めないだろうと思っております。それで、本日は設置の要綱だけ決めておりますので、御確認を願いたいと思います。

この点について、もし質問がございましたら、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

この専門家委員会をつくったときにも申し上げたと思っているんですけども、専門家委員会でこういった小委員会をたくさんつくっていきますね。そうしますと、何か、この税調そのものがそこに全部リードされて、承認機関のような感じになっては

いけないということは最初に申し上げた御記憶はあるかと思えます。ですから、この税調は政府税調1本ということで幅広く専門的なことも含めてしっかりと、去年の反省を含めてやっていこうということだったと思うんです。

ですから、何でも専門家委員会、小委員会と、専門性が高いからということだけで次から次へとこんなものばかりやられたのでは、本当にこの税調そのものの意義がどうあるのかを考えていかなければいけないということも、ひとつしっかりと認識をしていただきたいと思います。ですから、是非、必要なものは我々は認めることも可能であることは当然ですが、やはり在り方について、最初のこの税調を設置したというところの意義を忘れないで、是非お願いをしたいと思っています。

といいますのは、実は温暖化基本法を策定するときにも少し似たようなものが若干あったということで、我々は反省をしている部分がありますので、是非、そこところは十分踏まえて、かつての自民党のインナー的な役割が果たされるようなことになったのでは、この税調の存在意義はありませんので、そこは十分注意をしながらやっていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

何度も確認をしておきますが、税制調査会の専門家委員会というものは論点整理をしてもらうところですから、そこで方向性が出るわけではありません。ですから、会議の場は、方針・政策を決める場は税制調査会であることは間違いありませんので、そこだけは確認をしておきたいと思えます。

何が問題になっているのかということについての整理は、率直に申し上げて、国際課税ということについては、私、野党の税制調査会の会長などもずっとやってきましたけれども、一度も議論したことはございません。そのときに、今、進んでいる国際的な課税の状況について、どういうことが問題になっているのかということについての論点をまず整理していただいて、税制調査会本体でそれを提起していただいて、それを論議するという、その論議の素材はつくっていただくということで進めているわけでありませぬ。

とりあえず、御確認をしておきます。

○増子経済産業副大臣

国際課税小委員会のことだけを私は取り上げたわけではありませんので、これからのことも含めて、是非、そういうことをひとつ考えていただきたいと思います。

といいますのは、方向性を決めていくといっても、我々は本来であればみんなで勉強しながらしっかりと方向性も含めてやっていくことが一番、私はこの政府税調一本にした意義があると思えますので、峰崎先生が、我々は精鋭の専門家ではない、非常に能力が足りないと一部のマスコミでも報道されておる部分もありますので、そういうことも我々は十分踏まえながら、今後、みんなでしっかりとやっていきたいという意思もありますので、何でも専門性が高いからということだけで、今後、いろんな小

委員会を設置するという点については十分お考えをいただきたいと思っております。
以上です。

○峰崎財務副大臣

それは十分理解をしております。また、税というものはやはり理屈の世界でございますので、そこら辺の整合性も求められておりますので、是非、その点もここで確認しながら、税制調査会本体でしっかりとやっていくということは変わりありませんので、その点を確認しておきたいと思っております。

そのほか、今日はこういう機会ですから、どうぞ。

○小川総務大臣政務官

簡潔に申し上げます。

今日、冒頭、3大臣からも中期財政フレームの話がございまして、これから税制改正が夏の要望、秋以降の本格議論に入る中で、是非、来月辺りで論点なり概要なりを一度皆さんで共有いただけるような機会をおつくりいただけたらというのが1つであります。

もう一つは、去年の税制改正大綱の中で、特定扶養親族の控除の上乗せ廃止に伴って、現行より負担増となる家計について適切な対応を検討しますという記述が大綱の中に入りました。これは珍しいことなんですけれども、歳出なりで何かを考えますと、これが今回、税法の改正案の審議の中で一番しんどい質問の一つでありまして、何らか、平成23年度以降に向けて具体的な検討をしないと、この大綱との関係で非常にしんどい状況がございまして、今日も中川副大臣がおられますし、それから、長浜副大臣にも若干申し上げたんですが、これは税制改正との関わりの中で、来年度に向けた歳出なりの施策を是非御検討いただくように、この場を借りてお願いを申し上げます。

以上です。

○中川文部科学副大臣

私もそのところ、特定扶養控除の税制改正大綱で、いわゆる負担増となる家計については適切な対応を検討しますという宿題が残っているものですから、これをどうさばいていくかということや方向性だけでも出していただけたらと思って提案をさせていただきたいと思っております。作業部会か、何か考えてもらわないと、ある日突然、こんなことではないんだろうと思うので、その点の組み立てをよろしく申し上げます。

○峰崎財務副大臣

今日、野田副大臣も、予算上の問題との関連が出てくると思っておりますので、これは恐らく税で対応しにくいところの2～3%の問題なので、野田副大臣も、大綱に基づいて、これは秋の段階までに整理しなければいけないことなので、問題意識は共有してもらっていると思っております。

もう一つ、冒頭のもので、いつがいいかということがあると思うんですけども、もう古川副大臣がおられなくなってしまったんですが、一度、こちらの方に来て、その説明を求めたい。こういうことですね。

○小川総務大臣政務官

はい。是非、お願いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、おられればよかったんですけども、おられなくなったので、一応、税制調査会等でそこは一度報告するというにしたいと思います。

○大塚内閣府副大臣

スケジュールを確認させていただきたいんですが、これは今日が第1回で、また去年と同じぐらいのタイミングで大綱をつくるということしていくのか。それとも、もっと早い段階で今年度は結論を出して、平成23年度の予算編成というものは、本当にいよいよ本格的に予算の中身をどうするかという、そこにマンパワーを集中しなければいけないかもしれない中で、税制については従来よりも早目に、例えば秋口に結論を出すとか、そういうスケジュール感を承ればありがたいということなんです。

先ほどの小委員会の話とも若干連動するんですけども、そのスケジュール全体を、できたら向こう2年ぐらいを見通しておかないと、例えば先ほどの小委員会も、設置期間は第1回会合より1年間としているということは、1年かけてフルに国際課税のことをやるということは、来年の今ごろ小委員会が終わるということは、少なくとも平成23年度の税制改正では、国際課税のことはやらないのかとか、そういう推量もできますし、少し全体的なスケジュール感で、現時点でお話しただけのことがあれば、あるいはそのスケジュール感自体もこの税調で決めるということであれば、それについて議論をする場を設けた方がいいと思います。少し、その辺をお伺いしたいと思います。

○増子経済産業副大臣

少し関連で、参議院選挙のマニフェストというものが当然出てくると思うんです。当然、去年の総選挙後の財源問題は非常に重要な課題としてマニフェストの実行・実現にも関わってきたわけです。ですから、これは政府と党の両方でマニフェストを策定するという作業に入ったようですから、そことの関連もどういうふうに今のスケジュール感の中でお考えになって、どうするのかという一つの方向性だけでもお示しをいただければありがたいと思います。

○峰崎財務副大臣

実は、菅大臣も今日は別件があるということで帰られたんですけども、先ほどの中期財政指針の問題も含めて、今後、いわゆるどういう形で、その中に税制の問題を盛り込むべきかということについての協議を、これは率直に申し上げて、今月末あるいは5月の連休明けにも相談をしなければいけない課題になっております。

それらを受けて、税制調査会として、党の側でマニフェストをつくられるという、つくり方は既に話が出ておりますので、そうした中で何をいつまでに、この参議院選挙に向けて出していくのかということについての日程感覚を、まだ企画委員会でその論議をしておりませんので、今の申し出がありましたので、次回の税調前に必ず企画委員会がありますので、そこで審議をしたいというふうに思っています。

そうすると、来年のものは、参議院選挙が終わってみないとかなかないんですけども、先ほどの1年以内というものは、必ず1年間やるということではないんです。いつまでにという結論は必ず、問題提起したときには、小委員会が入ったときには付けておりますので、それは例えば6月から始まって、来年の6月までかかるのかといいますと、そういう時間感覚ではなくて、1年以内にちゃんとやってくださいということで、時間軸はまた、課題によっては我々は急がなければいけないときは、専門家の方々の時間もございますので、そこはきちんと付けていきたいと思っておりますが、秋以降のものについては全くございません。ただ、これは恐らく皆さん方から1回、どういうつくり方をしたらいいのかという、それこそ、今、おっしゃられたようなことを含めて、大塚さんがおっしゃったように、今後はどういう時間軸でやったらいいかというフリー討議を1回した方がいいかもしれないと思います。

○大塚内閣府副大臣

それでは、企画委員会のときに、是非、もう一つ加えて御議論いただきたいのは、参議院選挙が終わった場合、そして、大きくは枠組みが変わらないという、たらればの話をしてもしようがないんですけども、しかし、そこから先、次の総選挙の任期満了までの間は、ひょっとしたら1年刻みで今までどおりやるということではなくて、もう少し、任期満了までを見通した税制改正と財政改革のスケジュール感をきっちり組み立てておくということの方が、大胆な改革ができるかもしれないとかいろいろ思うところはありますので、単に1年刻みということだけでもないということも選択肢に入れつつ、是非、御議論いただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

多分、国家戦略局の方と連携してこれからのフレームをつくられていくと思いますので、そういう議論の中で税制改正の流れもつくっていったらいいのではないかと考えていますので、以上、いろいろ問題提起を承ったことについて、しっかり我々も受け止めて、また対応を進めていきたいと思っております。

それでは、以上、本日の税制調査会、第1回目でございますけれども、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなく、この場所で行います。会見に参加されない方は速やかに退出願います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。